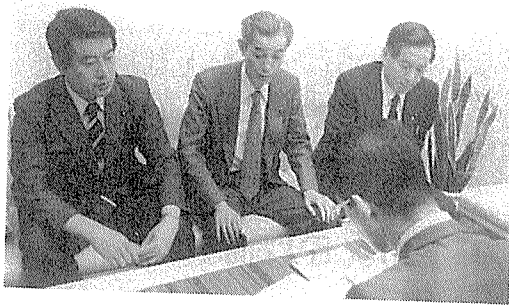


私学助成条例案否決についての

「京都府」ビラで抗議の申し入れ

「京都府」の名で五月三日付一般新聞全紙に私学助成条例案の否決について、府の一方的見解だけを宣伝する文書が折り込まれました。共産党・革新共同府議団は、六日、林田知事あてにこの文書の撤回などを求める申し入れをおこないました。申し入れの全文は次のとおりです。



「京都府」ビラとカンボジア派遣問題で抗議の申し入れをする右から杉本、西山、岩田議員。

「私立学校の助成に関する条例」について、府民の皆様へ」と題する「京都府」署名の文書が五月三日付各新聞の折込みで府内各家庭に配布された。

この文書は通例の広報文書と異なり、京都府名で発行されている以上、林田知事が直接府民によびかけているものである。

知事はこのなかで、直接請求の主旨、条例案について、種々反対の意見を述べているが、これには知事が条例案に付して議会に提出した「意見」には無かった内容が多く含まれており、「議会の意見」として述べられている内容も、審議過程全体を通じて個々の議員の出した反対意見だけが恣意的にとりあげられているものである。

公正を旨とすべき行政を代表する知事の公的文書であるならば、その意見は当然議会に提出した「意見」に限定されるべきであり、議会でなされた意見については公式記録のある本会議での発言に限るべきであることはもちろん、賛否両論とも正確に記述し、請求の趣旨は正しくとりあげられねばならぬ。

この点で当該文書は、異例のものというだけでなく極めて異様なものである。さらに重大なことは、知事の予算編成や議会の審議権を損なうのではないかと憲法、地方自治法で明確に保障された住民の直接請求権そのものを否定する見解を宣伝していることである。

また議会審議の内容を報告すると称しながら、報告内容について何ら議会の承認もないうままに、一方的な見解を「議会の意見」として府民に公表していることである。

このことは、住民の民主的権利を邪魔物視するばかりか、議会を行政の従属物視する林田知事の権力的体質を自ら暴露したものであり、断じて許すことのできないものである。この文書が、五月三日憲法記念日に配布されたことは偶然ではない。

わが議員団は、以上の立場で林田知事に対し次のとおり強く求めるものである。

記

- 一、当該文書をすみやかに撤回し、取消しを府民に周知徹底させること。
- 二、府議会に対し、陳謝すること。
- 三、直接請求代表者、実行委員会に対し、陳謝すること。

私立中学校長会の私学振興助成に関する請願書・要旨

二月定例会で趣旨採択

昭和五十六年度は、私立学校振興助成法が制定され、施行されて五カ年を経過し、次の区切りの年を迎えます。昭和五十六年度当初予算におきまして、私立学校振興助成法の趣旨に則り、経常的経費の1/2補助を計上下さいますようよろしくお願い申し上げます。

現在、経済は安定成長下ではありませんが、私立高等学校等におきましても最少必要限度の経常的経費の増加は避け難い状況にあります。つきましては府財政ご多端のときではございますが、国の施策もご勘案賜り、是非とも下記の要望事項を予算化下さいませよう請願致します。

要望事項

- 1、私立中学高等学校経常的経費の1/2補助していただきたい。
- 2、京都府北部(南丹、中丹、与謝、丹後地方)においては、過疎現象による生徒減という特殊事情がありますので、行政上、財政上の措置を講じていただきたい。
- 3、生徒奨学補助金については、

私立高等学校の増額と私立中学校への交付をしていただきたい。

- 4、短期融資制度並びに長期借入金の子補給制度、あわせて急増生徒受入れに対する必要経費の補助制度をつくっていただきたい。

- 5、私学退職金財団、私立学校教職員共済組合、労災保険等の掛金に対する定率補助と、協会の教育研修事業費(含運営費)補助金の年次増額をしていただきたい。

1 条例案
別紙のとおり

2 知事としての意見
私学助成は、私立学校法(昭和24年法律第270号)及び私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)に基づき、毎年度、財政事情に応じて、他の事業との均衡を図りつつ、その助成額を決定し、府議会の議決を得て実施すべきものである。

本府においては、このような考え方に立つて、私立学校の果たしている重要な役割にかんがみ、私学助成を府政の重要な施策の一つとして位置付け、厳しい財政事情の下で、逐年、本府の財政規模の伸び率を大幅に上回る積極的な予算増額を講じてきたところである。

今後においても、現行制度の下に助成の充実を図ることが適切な措置と考える。したがって、本条例の制定は、必要ないものと認める。

▲条例案に付けられた知事としての意見